

第 100 回 入札監理小委員会
議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 100 回 入札監理小委員会 議事次第

日 時：平成 21 年 8 月 5 日（木）17:22 ～19:29

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 開 会

2. 議 事

(1) 実施評価（案）の審議

- 社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査（厚生労働省）
- 就労条件総合調査（厚生労働省）
- 経済産業省企業活動基本調査（経済産業省）

(2) 実施要項（案）の審議

- 消費動向調査（内閣府）

(3) その他

3. 閉 会

<出席者>

(委 員)

小林副主査、逢見副主査、前原委員、高橋専門委員、引頭専門委員、鈴木専門委員、
椿専門委員、廣松専門委員

(厚生労働省)

大臣官房統計情報部社会統計課 篠原課長、白井課長補佐、越路課長補佐、三村課長
補佐

大臣官房統計情報部賃金福祉統計課 小玉課長、武田統計専門官、渡邊課長補佐、
秋山課長補佐

(経済産業省)

経済産業政策局調査統計部企業統計室 中村室長、木下参事官補佐、須田参事官補佐

(内閣府)

経済社会総合研究所景気統計部 杉原部長、小堀部長補佐、齋藤研究専門官、
大臣官房企画調整課 庄司課長補佐

(事務局)

佐久間事務局長、上野参事官、森丘参事官、山西参事官

○小林副主査 それでは、ただいまから「第 100 回入札監理小委員会」を開催いたします。

本日は、厚生労働省の「社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査」、同じく厚生労働省の「就労条件総合調査」「経済産業省企業活動基本調査」の実績評価（案）についての審議と、内閣府の「消費動向調査」の実施要項（案）についての審議を行います。

なお、実績評価（案）の審議については、統計調査分科会の先生方にも御出席いただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

初めに「社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査」の実績評価（案）の審議を行います。

「社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査」につきましても、平成 20 年 7 月から平成 21 年 3 月まで、民間競争入札により事業を実施しておりましたが、まずは事業の実施状況について、厚生労働省から御説明をお願いしたいと思います。

なお、御説明は 10 分程度でお願いいたします。

○篠原課長 厚生労働省統計情報部社会統計課長の篠原でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、お手元の資料 1 に沿いまして「社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査」の実施状況について御説明させていただきます。

この資料は、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲと 3 つの部分に分かれておりますけれども、本日は「Ⅰ 確保すべき質の達成状況及び評価」の部分に絞って御説明をさせていただきたいと思ひます。

この 2 つの調査は、いずれも各施設・事業所に対する、基本的には全数調査でございます。調査系統が 2 系統あって、国直轄部分と自治体委託部分とありまして、20 年度は国直轄部分について、調査票の送付、督促、照会対応、個票審査を委託し、全体について、名簿の作成等、調査票の回収・受付、データ入力を委託したということでございます。受託した民間事業者はアクセンチュア株式会社でございます。

では、確保すべき質の達成状況及び評価について御説明いたします。「調査客体件数及び回収数」でございます。調査票が 3 種類ございまして、この 3 種類について、それぞれ客体数と回収数をお示ししてございます。いずれも国直轄部分でございます。

これを「回収率」ということで数字にいたしました。2 ページの 20 年度の実績値、これがこの事業における回収率となります。実施要項におきまして、回収率の目標は 100%、19 年の実績値は上回ってほしいということでございました。

結果として、3 つ目の地域密着型サービス事業所票につきましては、平成 19 年の実績値を達成することができております。あとの 2 つ、障害福祉サービス等事業所票と居宅サービス事業所（福祉関係）票につきましては、平成 19 年の実績値は下回りましたが、平成 19 年の実績値にほぼ近い数値を確保いたしております。

2 ページ、3 ページにまたがって、それぞれの調査票ごとに回収率の「推移」をお示ししてございます。調査票の回収期限が 10 月 20 日で、その 10 日前に葉書による督促を開始

して、その辺りから回収率が伸びてきている。提出期限の後は電話督促をそれぞれについて行っておりますけれども、地域密着型のサービス事業所票については、電話督促の開始が10月30日と比較的早目になっておりますが、あとの障害福祉サービスの方は11月21日、それから、居宅サービスの福祉関係、介護の方ですけれども、これは11月26日から開始されたということでございます。それぞれの回収率の推移がこのグラフのとおりになっております。

4ページをごらんいただきたいのですが、今、申し上げました、10月10日に葉書によるお礼状を兼ねた督促状を送付したということは、民間事業者の提案でございます。従来、国直轄でやっていたときは提出期限後に葉書を出していたのを、前に出しております。結果として、提出期限の10月20日時点での回収率は19年の実績値を大幅に上回っているところでございます。

その後、回収率は伸び悩みまして、結果としては、2つの調査票につきましては、前年の回収率を若干下回ったというところでございます。早目に電話督促をスタートしたものは前年実績値を超えたところですが、あとの2つについては、督促の準備体制不足による着手の遅れがあったということを経営者から報告を受けております。

4ページの下3分の1ぐらいのところに書いてあるのですが、従来、国のやり方ですと、受付して審査してデータ入力という手法を取っていたのですが、今回、民間事業者の創意工夫ということで、まず調査票データを入力する、その入力データを用いて審査をし、入力済みデータを用いて督促、対象客体を抽出するという流れでございましたので、データ入力のところが遅れたということで、スケジュール的に督促も遅れたという報告を受けております。

もう一つ、民間事業者の創意工夫ということですが、順番は前後して恐縮ですが、4ページの真ん中辺に「また」というところがございます。民間事業者からオンラインでの回収という提案がありまして、両方並行して、どちらかを選んで回答してもらおうということで実施したのですが、回収した調査票のうち、オンラインでの回答が約7.8%でございます。それなりに効果はあったということだと思います。

ただ、紙の場合は、事業者名とか、住所とか、プレプリントされているのですが、オンラインはそこまでできなかったもので、その辺がまだ工夫の余地があったかなというところでございます。

5ページにまいります。「問い合わせ・苦情照会対応」の関係でございます。そこに書いてありますのが業務期間でございまして、実際何件きたかということなのですが、4,582件。国が実施した場合の3,484件と比較して約1.3倍となっております。

内容的には、半分以上が記入の仕方で、特に多いのは、従事者の数の常勤換算の仕方が非常に大きなところを占めております。それも含めて、記入の仕方の問い合わせが大部分を占めております。民間委託に対する苦情というものはなかったと聞いております。

4番目ですが、**「調査対象名簿の作成状況」**について申し上げます。本当は7月

1日からスタートしようということだったのですけれども、入札手続の関係で開札日が7月14日になりまして、期間が短くなってしまったんです。そこは事業者の方に頑張っていて、良好な結果となったということでございます。国としても、そこが遅れたので、一部、国が自ら実施をしたのですけれども、これも民間事業者の創意工夫ということですが、事業所によって、どの調査票を入れるかという組合せがあるのですけれども、それを組みつけしやすくするためのKEYを付与するというのもあって、非常に送付業務が効率化されたということでございます。

実際に名簿がどのくらいできたかということでも、それぞれの調査票ごとに作成件数を6ページにお示ししてございます。

冒頭の私からの説明は以上でございます。

○小林副主査 ありがとうございます。

続きまして、事業の評価（案）について、内閣府より説明をお願いいたします。

○内閣府 それでは、評価（案）について、内閣府から御説明をいたします。

資料につきましては、委員限りとしておりますが、お手元の資料Aでございます。「I 事業の概要等」となっておりまして、「1 実施の経緯及び事業の概要」について御説明をしております。

次のページにまいりまして、2ページの「2 受託事業者決定の経緯」について御説明しております。

それから、「3 平成21年度以降の事業について」ということでございまして、21年度事業につきましては、対象事業の範囲を拡大しまして、複数年契約として民間競争入札による事業を実施しますことを公共サービス改革基本方針の閣議決定において決定しておりますことを申し添えます。

それから、「II 評価」でございまして、「1 評価方法について」、ただいまも御報告のありましたとおり、厚生労働省から提出されました実施状況の報告に基づきまして実績評価を行っております。

「2 サービスの質の確保についての評価」でございますが、「(1)回収率」につきましては、ただいま厚生労働省から御報告がありましたとおりでございまして、内閣府といたしましては、3ページの「イ 評価」でございますけれども、達成すべき質はおおむね確保されたものと評価をさせていただいております。

飛びまして「一方」と書いてありますけれども、一部の調査票において、19年度の実績値を下回る結果となった要因といたしまして、先ほども御説明がありました督促の着手への遅れが挙げられておりました。今後は、今回の経験を踏まえまして、早い段階から計画的に実施体制が整えられることが望まれます。

もう一つの質の設定として「(2)調査対象名簿の作成」がございまして、これにつきましては、ただいま厚生労働省から御説明のありましたとおりでございまして、民間事業者の創意工夫がございまして、業務が正確かつ確実に遂行され、達成すべき質が確保された

ものと評価をいたしております。

それから「(3) その他」といたしまして、「ア 実施状況」についてでございます。

4ページの「イ 評価」でございますけれども、ただいまの御報告にもありましたとおり、民間事業者の創意工夫による提案も採用されたようでございまして、従来の実施方法を見直すようなことも行われたという部分は評価ができると考えております。

ただ、繰り返しになりますが、実施体制の整備の遅れによって、督促数が結果として少なくなってしまったという部分が一部の回収率の実績値を下回った要因の1つということも考えられますので、今後は今回の経験を踏まえまして、督促開始時期等を含めた実施体制が早い段階から計画的に整備されることが望まれるというように整理しております。

「3 実施経費についての評価」でございます。「イ 評価」のところで書かれておりますけれども、本事業は、民間競争入札により4,410万円で落札されております。これは、従来の実施に要した経費の約78%ということで、入札価格は従来経費を下回っているということでございます。

ただし、上の表にもございますとおり、実際に要した経費は当初の見積額を上回っているということもございますが、今回は、本調査を民間委託する初めての事業であったことでもありまして、今後、官民とも経験を積み重ねていけば実施経費は下がっていくことになるのではないかと考えることから、次回以降を注視することとするというように整理をさせていただきます。

「4 評価のまとめ」といたしまして、質として設定した回収率については、達成すべき質がおおむね確保されたものと評価できる。

事業の実施においては、民間事業者の創意工夫も発揮されまして、従来の実施方法の見直しなどが行われましたことは、質の確保に貢献したものと評価される。

一方、実施体制の整備の時間的な遅れは、一部の回収率が平成19年度実績値を下回った要因の1つとなったとも考えられますので、今後は今回の経験を踏まえまして、質の維持向上に向けて、早い段階から計画的に実施体制を整えることが望まれるというように整理をさせていただきます。

当方からは以上でございます。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました事業の実施状況及び評価(案)について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

○逢見副主査 では、よろしいでしょうか。今回、国直轄部分を初めて民間に委託して、やはり着手体制の遅れみたいなものがあって、若干督促等のスタートが遅れたというのがあるのかなと思いますが、これは、いわば初年度に伴う、ある程度やむを得ないことということで、特に調査そのものに支障を来したものではないと理解してよろしいのでしょうか。

○篠原課長 結果的な回収率はほぼ前年並みということでございます。勿論、督促がもう

少しいけば、もう少し行ったのかなというところはありませんけれども、そういう意味で、調査の質が格段に下がったとか、そういうことには直接はつながっていないと考えております。

○逢見副主査 ありがとうございます。

○小林副主査 ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○引頭専門委員 御説明ありがとうございました。2点質問があります。

1点目は、資料1の5ページ目ですが、民間委託に対する苦情はなかったということで、非常によかったと思います。ですが、問い合わせ件数全体を100%とすると、52%が記入の問い合わせ、苦情が1.5%で、残りの45%は一体どのような問い合わせだったのかというのが1点目です。

2点目は、案の内容にも、先ほどの御説明の方でも審査の話は余りなかったと思います。回収率はそこそこ保たれたという話は承りましたが、実際の記入内容について、矛盾とか、そうした点ではどうだったか、簡単にコメントをお願いします。

○越路課長補佐 問い合わせにつきまして、最も多いのは記入の仕方の問い合わせですけれども、あとは、若干ですけれども、ホームページを立ち上げたとか、電子調査票とかで、電子調査票に関しましては、業者の方が説明書を一応入れたのですけれども、そのやり方についての問い合わせというのもございました。それと、督促をかけていますので、督促をかけた後のコールバックで、被調査者から再度電話がかかってくるということ。あと、用語の定義とか、適用範囲の問い合わせとかがありました。

申し訳ありません、もう一点は何でしたか。

○引頭専門委員 もう一つは、審査について、コメントがなかったのも、内容に矛盾がなかったかどうか、簡単にコメントをお願いします。

○越路課長補佐 そこら辺は特段ございませんが、取り立てて説明するほどの話ではないのですけれども、ただ、受付審査のやり方が、先にデータ入力という形を取ったものから、事業者、被調査者の方々が、本来「記入の手引き」に書いてあるのですけれども、訂正するときは二本線を引いて直してくださいとか、白ペンキとかでは絶対訂正しないでくださいとしているのですけれども、それも併せてイメージデータに取り込んだものですから、それが数字として見たりとか、あとは、県経由のものがまだありましたので、県のチェックが1つ仕事にありまして、赤ペンなりでチェックしますが、白黒でイメージデータとしたものですから、赤とか黒とかの区別がつかなくて、データ入力業者が、例えば、施設の管理者は本来1人しかあり得ないと思うんですけれども、そのチェックで11に見えて、11と入力されたとか、そういうことはございました。それは職員が目視で確認して訂正させていただきました。

以上でございます。

○引頭専門委員 ということは、主に入力に関しては問題はあったかもしれないが、個票

そのものの内容はそんなに問題がなかったという御理解ですね。

○越路課長補佐 そのような理解でございます。

○引頭専門委員 わかりました。

○鈴木専門委員 実施経費のことについてお聞きします。結果的に、官での実施に比べて大幅な増加になってしまったのではないかと思うんです。評価の欄にも、いろんな要因が加わったということで経費が上回ったことになっておりますけれども、実施過程において、民間事業者から、こういうことでやり方を変えていきたい、あるいは経費をかけたいという申出がどのような時点であったのか。その経費について、最終の金額はいつの時点でそのぐらいになるということがおわかりになられたのかをお聞きします。

○越路課長補佐 先ほどの当課課長の説明で、当初、7月1日からスタートさせたいという思惑で入札を準備していたんですが、その準備に時間がかかりまして、14日ということで、不本意ながら期間が短かったので、やり方を変えて、2段階で名簿作成という形を取らせていただきました。そこがまず一番大事なところでして、いろんな提案はその後から徐々に、8月に入ってからということでございます。

その中で一番目玉的なところで言えば、ウェブによる調査票の回収という提案があった。それと、先ほどの実施状況の説明にもありましたように、受付審査をするということの人員費が嵩むので、それを省略したいという提案がございまして、データ入力をして、あくまでデータ上でチェックして、不備照会とかをやりたいという提案がございました。結果的に、データ入力のところで、被調査者の方々が書いてくる中身がすべて枠に入っていなかったりとか、欄外記入というのも勿論ございまして、それは従来からあるんですけれども、そこら辺は受付審査できちっとチェックした上でデータ入力した方がよかったのかなと思いますけれども、元をただせば、民間事業者の方としては、コスト削減のために、人を介することをなるべくやめて、システム的にチェックしていきたいという提案がございました。我々としては、その提案について、一つひとつの要件を確認して、それで耐えられると判断して進めたところでございます。

○鈴木専門委員 打合せのときに、経費的にはこのぐらいかかりますよという相談があったわけでしょうか。

○越路課長補佐 例えば、ウェブによる調査の仕組みについては、100～150万ぐらいでできるので、そんなにコストはかかりませんという説明を受けて、それでも全く白紙の状態に記入していただくので、プレプリントのようにデータを取り込めた方が、より被調査者の方たちは協力的になるのではないかという話をしましたけれども、それをつくり込むのには更に工数がかかるので、今回の経費の範囲内ではちょっと無理だということで、それならそれで一応やってみましょうということでやったわけですが、結果的にウェブによる調査票回収につきましても、つくり込みも含めて、かなり不具合とかがありまして、コストがかかってしまったということのようでございます。

最終の経費については、年が明けて、3月とか、実施報告の段階で説明を受けたところ

でございます、途中でこれだけかかっているというような話は、私どもの方には報告は受けておりません。

○鈴木専門委員 わかりました。

○小林副主査 どうぞ。

○前原委員 ウェブ調査ですけれども、それぞれの事業所はみんなコンピュータを使っていますね。ウェブ調査をベースとして全体的にやるとしたら、可能性はいかがですか。

○越路課長補佐 例えば、介護保険関係の事業所と言えば、介護報酬を請求するときには原則、全部オンラインでやることになっていきますので、オンラインにつながっているパソコンはございます。あとは、社会福祉の中では、そういう措置とか、契約関係で、介護保険と同じような方式を取っているところであれば利用しているかもしれませんけれども、今回、施設ではなくて事業所が中心でしたので、例えば、居宅であれば、自宅の方にサービスを提供するというので、そういうところはもしかしたらない事業所もあったかもしれませんが、介護につきましては、ほぼ100%持っているのではないかと。だから、可能性としては、広がっていく余地はあるのではないかと考えております。

○小林副主査 どうぞ。

○高橋専門委員 これは感想なんですけど、今回のこういった経験で、民間の創意工夫のところがあった、それから、多少スタートが遅れてごたごたしたところがあったということもあるんですけど、1つは、アクセントゥアさんはほかと比べると手足がなくて、なおかつコストが高いという面があると思うんです。普通の民間の調査会社で、なおかつコストが安いところで、手足を持っているところにとっては、今回の経験を踏まえてやれば、これまでの価格で必ずしも魅力がないわけではなくて、十分魅力があるんじゃないか。アクセントゥアさんにとっては魅力がなかったかもしれないと思います。そういった意味で、今回のいろんな経験が次回には生きてくるんじゃないかと思います。

○小林副主査 椿先生、どうぞ。

○椿専門委員 仕事の流れがうまくいかなかったというようなこと、多分、アクセントゥアさんにとっては一人ひとりの単価は高いんで、何かおかしな流れがあると、単価の高い人が調整に入らなければいけないということがあるんじゃないかと推察されるんです。ある意味で民間開放の創意工夫で、葉書による督促をかけて、その段階では期日前の回収率が非常にいい状況にいった。ところが、そうすると、今度はデータの入力が思った以上に膨れ上がっている状況になるから、本来でしたら、登録審査をしておいて、どなたがまだ回答していないかという情報だけでも早目にわかっていたら、用意できたであろう電話督促日には電話督促に入れたわけだと思うんです。

データ入力の方の実力がどうだったかという問題はあるんですけども、多分、そこは委託でやれたはずだから、本来は安い経費でできたはずで、その部分の仕事が、ある意味で創意が逆の方向に動いてしまって、そこが膨れ上がって遅れてしまって、督促が大規模調査の方では完了しなかったわけです。電話督促の成功率が3割ぐらいあると言ってい

たのに対して、1割か2割しか督促できなかったという状況の中で、うまく仕事が入りまくって回ってれば、どちらかというと質的な問題の回収率の方は、今までよりもかなりよくなった可能性すらあったのではないかと思うんです。

逆に言うと、今回の仕事の流れがどこでどううまく回らなくなって、ある意味で調整にコンサルタントの人が入らなければいけないという状況を招いてしまったかということについては、多分、アクセントさん自体はいろいろなレビューをされているのではないかと思うんですけれども、厚生労働省さんにおかれても、こうしておけば、もっと仕事は円滑に流れるんだ、簡易登録でも、とにかくやっておけば、仕事はうまく回るんだという話を、はい、済みません。

○越路課長補佐 当初、提案の中にバーコードを組み込みたいということで、そのときに、我々の調査の企画は総務省の承認というところが既に済んでおりました。ウェブによる調査についても総務省の変更承認が必要だということで、それは取ったのですけれども、枠組みを全部変えるというのは、かなりきついで、入る余地がなかったということもありまして、バーコードについては今回は見送らせていただいたという経緯がございます。平成21年の調査からバーコードの枠は設けましたので、それは解決済みと思っております。バーコードで到着した段階でデータと名簿をマッチングさせて、それをつくり上げれば、少なくとも来ているのと来ていないのがわかる。そうなれば、比較的効率的な督促業務に反映できたのではないかというふうに、反省というか、思っております。

○椿専門委員 どうもありがとうございます。

○小林副主査 そのほか、よろしいですか。

今、非常に重要なことがあって、厚生労働省さんにおかれましては、こういう事業を実施するときに、従来からお持ちのノウハウの部分と、民間事業者との協力関係を、事業実施のときにはやはり推進していかなないと、両方とも、最終的には国民にとっての優れたサービスを提供することのポイントになるように思いました。

では、事務局から何か確認すべきことはございますか。

○内閣府 大変貴重な御指摘、御意見をいただきまして、厚生労働省からもいろいろお答えをいただきまして、ありがとうございます。

本評価案につきましては、内閣府が厚生労働省と協議をして最終案を決めることになっておりますが、ただいまの議論を伺っておりますと、本日、私どもが提出しました評価案の中で、従来の実施方法を見直した部分を評価する形でつくっておるんですが、ただいまも何回か質問がありましたけれども、厚生労働省にもう一度お伺いしたいのは、民間事業者の提案によって、従来の実施方法を変更したということの得失といいますか、今、振り返ってみると、よかったのかどうか、端的にはそういうところですけども、全体的な総括を伺えるのであれば、一言いただきたいと思っております。

○篠原課長 創意工夫は、今回の趣旨からして、できるだけ取り入れようという前提でやりました。結果的には大体前年並みを達したということで、総体的には、先ほど申し上

げているような評価になろうかと思えます。

個別に見ていくと、それはそれぞれあると思えます。特に先ほど来話が出ている、まず入力をして、データで何とかしようというところは、考えとしてはいいのですけれども、実際の調査票はいろいろありますので、記入の仕方も、例外的なとか、どうしても出てくる。そのところの評価はちょっと微妙かなと、そこはまだいいとも悪いとも言いがたい。今年度以降、事業者によってまた別の提案も出てくるかもしれませんし、そのところはよく見極めたいと思えます。

それから、葉書のタイミング自体は、調査票の回収が早くくれば、その後は早く動けるはずなので、今回たまたま滞りはありましたけれども、そのところは勿論、意味はあったんだろうと思えます。

あと、ホームページ、オンラインというのは、今後の1つの大きなツールになると思えますので、とりあえずこの分野でもやってみたというところについては意味があったのではないかと思います。

○内閣府 どうもありがとうございました。

それでは、従来の実施方法の見直しの部分については、もう一言必要かもしれませんので、厚生労働省とも相談をさせていただいて、その部分に関しては、また御相談をさせていただきたいと思えます。全体としてはこれで行きたいと思えますが、また改めて各委員の先生方にお知らせをしたいと思えます。

○小林副主査 それでは、本件の審議はこれまでとさせていただきますけれども、ただいま事務局からございましたとおり、従来の実施の見直しについては、若干の修正があるということです。それについては各委員にまたフィードバックして御意見をいただくということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○小林副主査 それでは、ただいまのことを了承いただきまして、委員の先生方には、本日御質問できなかつた、意見を言えなかつた部分につきましては、事務局の方にお寄せいただきまして、事務局でまとめていただきまして、そしてまた委員の先生方にフィードバックしていただきたいと思えます。

では、この件については、ありがとうございました。

(厚生労働省(社会福祉施設等)関係者退室)

(厚生労働省(就労条件)関係者入室)

○小林副主査 それでは、続きまして「就労条件総合調査」の実績評価(案)の審議を行います。

「就労条件総合調査」につきましては、平成20年8月から平成21年3月まで、民間競争入札により事業を実施いたしました。まずは事業の実施状況について、厚生労働省から御説明をお願いしたいと思います。

御説明は10分程度でお願いいたします。

○小玉課長 厚生労働省の統計情報部の賃金福祉統計課長の小玉と申します。よろしくお願いたします。

資料2になっていると思いますが、就労条件総合調査の20年度の事業の実施状況について説明をいたします。

最初に「平成20年度事業の概要」とありますが、20年度の事業は、1ページの1にございますように、調査関係用品の印刷・配付（送付）、調査票の回収・受付、督促、照会対応、個票審査、調査票のデータ化及び調査対象企業名簿修正の業務を委託したものでございます。

また、2と3に書いておりますように、20年9月29日～21年3月31日まで、株式会社帝国データバンクに委託したものでございます。

それでは、「I 確保すべき質の達成状況及び評価」の「1 有効回答率」について説明をいたします。1ページの表は、企業規模別に有効回答率の推移と過去の実績をまとめたものでございます。今回の調査の有効回答率の推移につきましては、左から、調査期間の終わりである1月末現在、委託期間が終わる3月末現在、最終結果と整理しています。

なお、最終結果には、4月以降に調査票が返送された分も含んでいるものでございます。その右の19年度の結果は、最低限上回らなければならないとした水準値でございます。その右は、16～18年度の平均値で、合計については目標値であります。

一番右の16～18年度の最低値は、企業規模別の目標値です。

後ほども説明いたしますが、今回の有効回答率の状況につきましては、出だしは悪かったのですが、年度末では、5,000人以上の規模を除けば最低限上回らなければならない水準値は上回り、最終的にはすべてについて上回ったものであります。

次に、2ページのグラフでございますが、これは全体の有効回答率の推移と督促の手段、時期をグラフにしたもので、1週間ごとと月末の時点の状況をあらわしています。

なお、下の方のグラフは、2月以降の部分拡大して再掲しているものでございます。

表やグラフであらわしていることは2ページの下の方からの文章に書いているのですが、この調査は、調査票の返送期間を1月31日までとしておりますが、2月上旬でも有効回答率が50%に達していなかったため、2月13日に厚生労働省から受託事業者へ、督促などに力を入れるように指示をいたしました。

3ページになりますが、その後、受託事業者は、2回目の督促電話や督促はがきによる督促を行う一方で、調査への協力を拒否された企業のリストを作成して、厚生労働省による督促を依頼いたしましたので、3月9日～11日にかけて、当方からの電話督促を実施いたしました。

その下のパラグラフですが、これらにより、委託期間が終了する年度末時点では、全体の有効回答率と5,000人以上の規模以外の各規模の有効回答率は上回ることにする水準値を上回ったのですが、5,000人以上の規模では下回っていました。

そこで、その下のパラグラフにありますように、4月に入って5,000人以上の企業につ

いて、厚生労働省から更に督促を行ったことなどから、最終的にはこの規模についても上回るに至ったものであります。なお、目標値は下回っています。

その下の、このページの4つ目のパラグラフですが、このような結果であったこと、また、このパラグラフの4行目の終わりから書いていますように、20年度の事業は厳しい経済環境の下で行われたこと、更に、20年度の事業は初めての民間委託であり、事業者側のノウハウの蓄積が必ずしも十分にはなかったことを考慮すると、引き続き同様の業務について民間委託を行うことが可能と考えるところであります。

ただし、その下に書いていますように、必要に応じ国のフォローが重要と考えておりません。

なお、一番下のパラグラフにありますように、20年度の入札実施要項で、有効回答率が上回ることをする水準値を下回った場合には、受託事業者がその原因を分析し報告することとしていましたので、5,000人以上の規模について、委託期間内には達しなかった原因について、受託事業者は、4ページの四角の中にございますように、5,000人以上ではほかの調査も集中していて、企業の対応に限界があること、企業組織が複雑なために調査票がどこにあるのかが調査対象の企業でもわからず、督促電話等を効果的に行うことができなかったことを挙げています。

厚生労働省としては、この内容に加えて、4ページの真ん中辺りにやや小さな字で書いてある2つのパラグラフの下の方にありますように、全体の有効回答率の目標達成が優先課題であったために、企業規模別の有効回答率の状況を考えて、5,000人以上に重点を置いた督促等を行う余裕がない状況であったことも主な原因ではないかと考えております。

そこで、その下のパラグラフに書いていますように、21年度以降は、受託事業者に対し、早い段階から規模別の有効回答率についても具体的な助言を行いたいと考えております。

なお、その下のパラグラフにありますように、5,000人以上は全数調査となっておりますので、調査不能客体があっても、ほかの規模のように追加抽出ができないことも影響しているものでありまして、他の規模の実績から推計しますと、最後の行にありますように、その影響は1.1%分程度と考えられます。

それから、一番下のパラグラフにもありますように、この調査は1月末までに調査票を返送してもらうというものなのですが、受託事業者が本格的に督促を行うのはその後のことになると考えられ、また、その効果はしばらくたってからあらわれることもあります。そのため、4ページの下から2行目以降に書いていますように、有効回答率について評価する際には、委託期間が終了する年度末の時点における評価に加えて、4月以降に調査票が返送された分も含めた最終結果で評価するのが適切と考えております。

次に、5ページの「2 照会対応」ですが、受託事業者への問い合わせ件数は、最初のパラグラフの最後の行にありますように664件でございました。

3つ目のパラグラフにありますように、このうち50の客体に対して、受託事業者の対応状況、具体的には、電話のつながり具合、オペレーターの対応態度、説明内容のわかりや

すき、回答までの時間などについてアンケートを行ったところ、25の有効回答がありまして、回答までの時間について1客体から「長かった」という回答がありましたが、それ以外の客体からは、各項目について、どちらかと言えば好意的な回答が寄せられました。

その下には書いていますように、照会対応について特段の苦情もなく、一定の有効回答率も得られたわけですので、照会対応はおおむね円滑に実施されたと考えております。

次に「3 その他」ですが、20年度の入札実施要項で確保されるべき質として、作業方針、スケジュールに沿った確実な業務の実施を求めていますので、その点を確認したことを書いております。

以上、報告内容の中心でございます確保すべき質の達成状況等について説明いたしましたが、「Ⅱ 実施経費の状況及び評価」と「Ⅲ 事業の実施状況」につきましても、時間の関係もありますので省略をさせていただきたいと考えております。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○小林副主査 ありがとうございます。

続きまして、事業の評価（案）について、内閣府より説明をお願いいたします。

○内閣府 それでは、評価（案）について、内閣府より御説明をいたします。

資料は、委員限りでございますが、資料Bでございます、「Ⅰ 事業の概要等」の「1 実施の経緯及び事業の概要」について記述をしております。

それから、2ページにまいりまして「2 受託事業者決定の経緯」について記述をしております。

それから「3 平成21年度以降の事業について」でございますが、こちらは複数年契約として、引き続き民間競争入札による事業を実施しますことを公共サービス改革基本方針の閣議決定において決定されておりますことを申し添えます。

「Ⅱ 評価」でございますが、「1 評価方法について」は、ただいま御説明がありました厚生労働省から提出されました実施状況についての報告に基づきまして実績評価を行っております。

「2 サービスの質の確保についての評価」でございます。3ページにまいりまして、回答率については、ただいま厚生労働省から御報告があったとおりでございますが、「Ⅱ 評価」ということで、全体の有効回答率及び企業規模別の有効回答率のそれぞれにおいて、平成19年度の実績値を上回り、達成すべき質が確保されたものと評価できるというように整理しております。

なお、調査協力拒否企業については、ただいま御報告がありましたが、厚生労働省からも督促を行ったということでございまして、今後とも統計の質を維持向上させるためには、厚生労働省と民間事業者の適切な連携が必要であると考えております。

続きまして、4ページにまいりまして「(2) その他」の「ア 実施状況」で、民間事業者から提案のございました創意工夫について御説明をさせていただいております。このように、民間事業者の創意工夫が数多く発揮されまして、業務の効率化に寄与したと見ら

れることは高く評価できると考えます。また、従来実施されていなかった調査客体の追加抽出も民間事業者の提案により実施されまして、こういったことは有効回答率を引き上げる効果があったと評価できるというように整理をさせていただいております。

また、個票審査につきましても、今後、今回の経験を踏まえまして、より高いレベルで行われることが期待されると考えております。

次に「3 実施経費についての評価」でございます。5ページにまいりまして「イ 評価」に書いておりますけれども、本件につきましても、民間競争入札によりまして、2,205万円で落札されております。これは従来の実施に要した経費の約89%に相当するというところでございました。

一方、民間事業者の実際に要した経費は、前の表にもございますように、若干当初見積額を上回っておりますが、今回は、本調査を民間委託する初めての事業であったこともございまして、官民とも経験を積み重ねていけば実施経費は下がっていくことになるのではないかと考えておまして、次回以降を注視したいと考えております。

「4 評価のまとめ」でございます。質として設計した有効回答率につきましても、達成すべき質が確保されたものと評価できると整理させていただいております。ただし、今後とも統計の質を維持向上させていくためには、厚生労働省と民間事業者の適切な連携が必要であると考えます。

事業の実施においては、民間事業者の創意工夫が数多く発揮されまして、業務の効率化に寄与したと見られることは高く評価できる。また、従来実施されていなかった調査客体の追加抽出が民間事業者の提案により実施されたことは、有効回答率を引き上げる効果があったと評価できると考えております。個票審査につきましても、今回の経験を踏まえまして、より高いレベルで行われるように期待しております。

以上でございます。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました事業の実施状況及び評価（案）について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

お願いします。

○逢見副主査 9ページのアのところですが、調査協力拒否企業が211あったということですか。

○小玉課長 受託事業者が当方にリストを提供した調査拒否企業全体は278あったのですが、私ども、限られた中で督促を実施したということがありまして、受託事業者の方から、具体的にどういう理由で拒否されたかというのをもらってございまして、その中で、こういうのが一番多かったのですが、多忙であるとか、この調査が、現在は基幹統計といいます、当時は指定統計でないとか、説明の中でもいたしました、依頼アンケートが多いとか、そういうところに対して重点的に行うことにいたしまして、このうち211、大体4分の3ぐらいですけれども、そこについて督促を行ったということでございます。

○逢見副主査 そうすると、これは民間委託したから協力しないということではなかったということですか。

○小玉課長 別途、照会対応についても少し触れましたが、今回から民間委託しまして、調査の事務局が民間企業だからということで拒否をしたとか、あるいは協力しなければいけないのかという問い合わせとか、そういうものはなかったと認識しております。

○小林副主査 ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○鈴木専門委員 5,000人以上の規模の会社について、回答が思わしくなかったということですが、以前、厚生労働省独自でやっていたときも、こういうような傾向が強かったのでしょうか。それとも、今回こういう傾向が出てきたのか、お聞きします。

○小玉課長 確保すべき質として設定いたしました有効回答率の目標自体が過去の厚生労働省の実績に基づいて設定したということもありますが、国がやっているときは、5,000人以上については、ほかの規模に比べて非常に高い有効回答率であった。今回、例えば、1ページの表で、平成21年3月31日時点のところを見ていただければおわかりになると思いますが、5,000人以上が一番低いということはないのですが、ほかの規模に比べて、ほぼ同じぐらい、平均よりちょっと低いぐらいですが、そういう状況になったということでございます。国がやっていたときは、5,000人以上が一番有効回答率が高い状況で推移していたのですが、ほかの規模と同じぐらいというのは今回初めての経験でございます。

○鈴木専門委員 その理由というのは何か思い当たることはあるのでしょうか。

○小玉課長 説明の中でも触れさせていただきましたが、事業者が書いてあるように、5,000人以上で各種統計も集中していて、ちょうど不況期に調査いたしましたもので、とても調査に対応する余裕がない、それはほかの規模と同じぐらいに余裕がないということと、あと、民間事業者で初めての経験だったということもあるのかもしれませんが、人事・給与担当者様ということで調査票を送ったわけですが、特に大企業は、企業組織が人事と経理と総務が分かれているとか、そういうこともありまして、調査票の行方がわからないような企業も多かった。この辺りは事業者からの報告どおりだと思います。

あと、繰り返しの説明で恐縮でございますが、私どもはそれに加えて、有効回答率全体の達成を優先したというのは事実だと考えております。実際の督促の状況を見ても、全体に幅広く督促をする、これもやむを得なかったと考えておりますが、そういう状況の中で、5,000人以上に重点を置いて督促をやる余裕までがなかったということがあるかと思えます。なので、途中でも申し上げましたが、21年度以降は、早い段階から規模別にも対策を講じていくことをしたいと考えております。

○小林副主査 よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○引頭専門委員 御説明ありがとうございました。

資料2の9ページの個票審査のところですが、論理的に矛盾する点、具体的には所定労働時間についての回答と週休制についての回答が矛盾していたと書いてありますが、これは当初のいわゆる審査システムのプログラムミスみたいなものなのだったのでしょうか。また別の観点ですが、厚生労働省の方でもう一回審査したと書かれています。そうしたなかで、全体の費用、259万円経費削減となっていると書いてあったんですけども、こういう費用も含めて経費削減になったということなのかどうかだけ教えてください。2点お願いします。

○小玉課長 まず、1点目でございますが、これは受託事業者の方のプログラムミスではなくて、私どもが個票審査要領を貸与させていただきまして、受託事業者に求めたのは、例えば、ここに書いてある所定労働時間であれば、法律の範囲を超えて10時間とか11時間あったらだめだとか、その辺までは求めましたけれども、ここに書いてあるのは、所定労働時間についての設問と、週休制についての設問が別個に2つありまして、例えば、1日当たりの所定労働時間の回答も数字の常識の範囲内で、週の所定労働時間も、それだけを取ると回答としてはおかしくない常識の範囲内である。一方で、週休制、週休2日制とか3日制とかを聞いておりまして、この2つの間が論理的に矛盾しているということです。例えば、1日8時間で週休2日制、週5日であれば、週の所定労働時間は40時間に決まっておりますのに、実は40ではなかったとか、そういうようなことを書いているつもりでして、説明が長くなって恐縮ですが、受託事業者のプログラムミスではなくて、私どもが求めていなかった。

○引頭専門委員 そこまで、整合まで求めていなかった。

○小玉課長 求めていなかったということでございまして、この報告書にも書かせていただいておりますが、今回、受託事業者の方のプログラムの設定に費用がかかったようでございますが、プログラムミスとか、私どもの求めている水準に達しなかったということではなかったわけでございますので、21年度以降は、はっきり申し上げて、もうちょっと高い水準で求めてもいいなということを書かせていただいているところでございます。

それから、2点目の厚生労働省のチェックに関しましては、これについては、そもそも民間委託する業務に入れていない部分でございますので、経費の節減とか、そういうことには直接関係ないと認識しております。

○引頭専門委員 了解しました。

○小林副主査 どうぞ。

○高橋専門委員 次のことを考えた場合に、今回の経験も踏まえて、また民間業者が入札といいましょうか、金額を出してくる。今回の場合は、当初の金額からごくわずか、民間にとっては赤字が出たんですけども、そもそも民間として、結果で黒字を出すことができるのでしょうか。全部目標をクリアした、非常にうまく、効率的にやったから経費がかからなかった、マイナスが出てきたといった場合に、民間は出せるのか。どういうことかということ、それに対して、そちらの方は、これはそもそも入札額が高過ぎたんだ、我々は

失敗だったというふうに評価されるのか、プラスに評価されるのか、どちらなのでしょう
か。

○小玉課長 非常に難しい質問で、答えづらい面もございますが、これは私どもが答える
ような話ではないかもしれませんが、民間事業者が入札金額をお書きになる段階で、いろ
んなリスクを想定されている。多少落札金額より上がることはあるかもしれませんが、そ
ういうことも考えた上で、民間事業者が合理的に入札金額をお書きになっていると考
えております。今回の事業者がどうであったかというのは、私どもは聞ける立場にはご
ざいませんで聞いておりませんが、今後、多少落札金額より上下しても、民間事業者
はそれなりのメリットがあるという金額は十分あり得るのではないかと考えてお
りますし、そうでなければ私どもも民間委託できませんので、そういう認識を持
っております。

○小林副主査 どうぞ。

○前原委員 先ほど規模の大きいところは、調査票がどこかへ行ってしまったとか
何とか、そんな話がありましたけれども、むしろ大きい企業の場合はオンライン調査
の方がやりやすいのではないですか。それはどのようにお考えになっていた
のでしょうか。

○小玉課長 御指摘はもっともだと思いますが、調査の中身、性格にもよ
るのではないかと考えております。この調査の場合、全体の4割と言
っていいと思いますが、ローテーション調査でございまして、毎年
組み替えなければならないということを考えた場合に、オンライン調査
は事業者負担をかける部分があるかなと考えております。

○小林副主査 よろしいですか。

○前原委員 はい、いいです。

○小林副主査 先ほどのコストの件で私は気になったところがあ
って、事務局にも聞きたいんですけども、実施経費については、当初見
積額と実際に要した経費で、当初見積額の合計が勿論落札金額にな
っているわけなんですけれども、公表されたときに、民間事業者
がこれを見て、利益が入っていないではないですか。だから、利益
が入っていない金額というのは一体何を意味しているんだという
疑問を持つ人が必ずいると思うんです。だから、当初見積額と
実際に要した経費の中で、例えば、外注費とかだと、外注した
ところには利益が加算されていると思いますけれども、それを
負担しているんだと思うんですけれども、自分がやったところ
には、それなりの利益が含まれているというか、含みになっ
ている部分が多分あるんだと思うんです。そこの部分をどう
評価するか。だから、単純にこれだけ赤が出ているではない
かというふうに見るのか、その辺、どうなんですかね。

○内閣府 今、御指摘の点、非常に評価として難しい点でござ
います。そもそも科学技術研究調査が評価の第1号案件で、
いわゆる市場化テストを統計調査事業に導入するときに、
今まで官でやっていた事業を民に委託するときに、当然、
落札金額というところで1つの評価はできる
だろうけれども、もう一步踏み込んで、コストの
かかる構造とか、そういった部分まで見ていく
ことが、いわゆる官の業務の改善につながる
のではないかという観点から、民間事業者が
知られたくないような部分の費用まで出して
いただいているというコ

ンセプトでスタートしたという経緯があります。ただ、今、おっしゃられたとおり、そういった部分の問題も今後、評価として考えていかなければならないんですが、少なくとも今回まとめさせていただいたのは、従来のそういった具体的なコスト構造までを見るという観点から、こういう形でまとめさせていただいているということなんです。ちょっと苦しいんですけども。

○小林副主査 これだって明らかにされるわけです。勿論、情報公開されるわけです。見た人は、このコストの比較でいいのかというふうに疑問を持つのが普通なんではないかと思うんです。特に企業の人たちは、この経費の中身に関心を持っていると思いますから、実際にこれだけになった、だけれども、本当は売価が含まれているのではないかとか、そういうことは必ず思うと思うんです。

○前原委員 いろいろ聞いてみますと、今回、初めてなので、お互いわからないところがあるというのと、取りたいという要素もあって、ぎりぎりでやっていると思うのです。今度、複数年でされますので、恐らくそこでものすごく工夫して利益が出る形に持っていけないのではないかと予測しています。

○高橋専門委員 私、シンクタンクなものですから、その辺のところを少し言いますと、人件費の中に固定費部分みたいなものがあるって、それは企業にとってはかなり助かるというのがあって、そこから実は利益が出ていると思うんです。ただ、今回の場合、それは非常に差が少ないですから、恐らく利益が出ているはずなんです。これがめちゃくちゃ大きいと、これは固定費はカバーできていないなというのがあると思います。だから、先ほど、最初から費用がマイナスといいましょうか、実際に予定額がマイナスで出てきて、利益が出ていると、官庁の方から、これは民間がもうけ過ぎているのではないかというイメージを持たれるから質問したんです。そういった意味で、最初から出していいかということをお聞きしたんです。

○小林副主査 よくわかるんですけども、これが出たときに、そういうコメントというのか、説明というのか、この数字の意味していることを何か追加する必要があるのではないかと思うんです。

○前原委員 それは次回以降、明らかになるのではないのでしょうか。複数年でやったときにね。

○小林副主査 この計算構造だと明らかになっていないんです。隠れてしまっているんです。隠れている部分があって見なければいけないというか、その部分。

○前原委員 難しい。固定費の部分だね。

○小林副主査 難しいですけども。

○山西参事官 当然ながら、これはまず企業側の恐らく自主的な申告による部分だと思います。ですから、委員の先生方の中でも、固定費部分がカバーできているという話も出てきますけれども、あくまでもこれは行政目的の評価のために出させていただいたデータですから、これが毎回、例えば、会計上の監査を受けているわけでもない。そういうところで

お互いの企業側のコストと役所側のお願いというか、行政目的の合う形でこうなっているということがございまして、この段階で実質的に企業は利益が出ているとか、利益が出ないという判断までを行政文書ですするというのは非常に難しいことではないかと思いません。

一方で、おっしゃるとおり、これがどういう形で出てきた数字なのか。例えばの話、今回の作業が終わった後で、まさにその企業の方から申告していただいた数字なんですという程度のことが書けるかどうかというところを検討するという事ではないかと思うんです。

○小林副主査 言葉の問題があるんですかね。実施に要した経費と書くと、まるで原価のように聞こえてしまうんだけど、原価ではないということなんです。原価ではないと言うと悪いけれども。

○前原委員 厳密でない。

○小林副主査 そうなんです。何かうまい表現がないんですかね。つまり、一般の会計がわかる人から見ると、経費というと、ネットのコストのように見えるけれども、ネットではないふうに読まなければいけないというか何というか、公表された数字はそういうものではない。だから、官がやるときには別に利益を出さなくてもいいわけだから、実施に要したコストでいいわけ。実施に要した経費でいいわけ。だけれども、この場合は、実施に要した経費と書かれると、何かその部分でというふうに思うわけなんです。だから、普通の人を読むと、変なのではないか。

○前原委員 でも、今の時点では、これしかしようがないですね。厳密にはできませんからね。

○小林副主査 勿論、厳密にはできないんだけど、何か工夫ができないかという気はするんですけども、できないですね。

○高橋専門委員 あくまでも企業が申告した費用ということですね。

○小林副主査 そうですね。だから、実際に要した経費というと、私などだと、原価だと思ってしまうわけです。実際、これは原価ではないんです。ここは言葉を、今、何とおっしゃいましたか。

○高橋専門委員 企業が申告した経費とか、費用とか、そういった言葉を何か工夫されて。

○小林副主査 何か工夫する方がいいんじゃないか。

○前原委員 でも、それはこっちの問題だから、向こうの問題ではない。

○小林副主査 そうですね。済みません。

○内閣府 了解しました。それでは、内閣府としてまとめる評価（案）における今の部分の扱いについて、検討ということで、御相談をさせていただきます。

○小林副主査 では、本件の審議は、今までいろいろ議論が出ましたけれども、おおむね終了したものと考えて、改めて小委員会を開催することはせず、評価（案）の取扱い、監理委員会への報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思いますけれども、今

の用語の件を出してしまいましたので、その点、ちょっと考えていただいて、やむを得ないということであれば、また委員の先生方にフィードバックしていただいて、それで落ち着きたいと思いますので、よろしく願いいたします。

また、委員の先生方におかれましては、本日、質問できなかった事項については、事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で、各委員に結果を送付していただきたいと思います。

では、本日はありがとうございました。

(厚生労働省(就労条件)関係者退室)

(経済産業省関係者入室)

○小林副主査 それでは、続きまして「経済産業省企業活動基本調査」の実績評価(案)の審議を行います。

「経済産業省企業活動基本調査」につきましては、平成20年4月から平成21年3月まで、民間競争入札によって事業を実施いたしました。まずは事業の実施状況について、経済産業省から御説明をお願いしたいと思います。

御説明は10分程度でお願いいたします。

○中村室長 経済産業省企業統計室の中村です。よろしくお願いいたします。

20年度の「経済産業省企業活動基本調査」の実施状況について、お手元の資料に基づき御説明させていただきます。資料3です。

まず、事業の内容ですが、調査関係用品の印刷から、調査票の送付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、集計に至るまで、包括的に業務を委託しています。

契約期間は20年4月から21年3月までの1年間です。

受託者は株式会社インテージです。

次に「Ⅱ 確保すべき質の達成状況及び評価」です。まず「1. 回収率」ですが、最終的な回収率は83.0%でした。今回の調査は、直近3年の平成16年～18年までの調査の回収率の平均値78.9%を必ず上回ることにしましたが、これを4.1%上回りました。また、これまでで最高だった17年のときの81.3%も上回り、非常に高い回収率となり、過去最高となりました。

回収の状況ですが、下に図がありますが、リマインダー葉書を出し、特にリマインダー封書を出した辺りからずっと上がっており、その後の電話督促に入っても、そのまま回収が続きました。

次のページですが、「回収率」としては、最終回収率のほかに、提出期限回収率として7月15日時点での回収率、19年と比べると1.2%高くなっています。それから、督促回収率は提出期限翌日以降の回収数を提出期限翌日の未提出数で割ったものですが、そこも5.9%高くなっています。提出期限前から、特に提出期限後の督促の回収が多かったことになります。

続いて「2. 問い合わせ対応・疑義照会」ですが、フリーダイヤルを設置して客体から

の問い合わせに対応しました。また、受付時間外はガイダンスを流すなど、きめ細かい対応をしました。

「（１）問い合わせへの対応」ですが、研修を２種類、合計で３回行いました。研修マニュアルの作成に当たっては、経済産業省と打合せを十分に行いました。また、研修の場には、経済産業省の担当者も立ち会っています。更に、問い合わせ対応業務の開始時には、経済産業省の担当者が実際に事務局を訪問して、そこでの業務が順調に進んでいることも確認しています。また、問い合わせの対応状況等については、日ごとにとりまとめて、毎日その報告を受けています。

その下ですが、問い合わせが合計で 4,483 件あり、内容別にまとめています。その中で、特に参考として、クレーム 79 件の具体的内容は、多忙のため提出できない、なぜ提出しなければならないのか、というようなクレームがあったというものです。

また、その他としては、これが数としてかなり多いのですが、提出が遅れるとか、調査票が紛失した、というような内容でした。

「（２）疑義照会」については、回収した調査票を目視した後に電子化して、民間事業者が開発したチェックシステムにより個票審査を行いました。その結果、エラーが出たものについては疑義照会をし、修正が必要な項目はデータ修正しました。

また、個票審査照会、データ修正に当たっては、すべてマニュアルに沿って研修を行い、実施しています。

疑義照会をした件数ですが、①ですが、合計で 2 万 4,170 項目の疑義照会をしました。この中身としては、未記入、数値確認等ですが、その他としては、書いてはあるが読めないものとか、数値以外のものです。

この 2 万 4,170 項目は、疑義照会をした企業数としては 3,802 社でした。その 3,802 社について、1 企業当たりの疑義照会件数として分布を出したものが次の②です。1 つの項目だけを疑義照会した企業は 677 社、2 項目行ったのが 504 社と、項目数が増えるごとに企業数としては減っていますが、10 項目以上照会した企業も 204 社ありました。

次に「3. 個票審査のエラー修正率」です。調査項目は全部で 235 項目ですが、修正件数としては、延べで合計 18 万 4,076 件でした。まず、民間事業者の審査により、すべてエラーを修正しました。その後、経済産業省のチェックシステムによりサマリー審査を行い、その結果、疑義があるものについては、個票に戻って審査をもう一度し、1,815 件の修正を行いました。結果としては、すべて修正を行い、修正率 100%を達成しています。

「4. 評価」ですが、民間事業者の独自の工夫として、提出期限の直前にリマインダー封書、それまで経済産業省では直前にはやっていませんでしたが、リマインダー封書を出して、特にそのときには公印をつけ、督促的な意味も込めました。それから、電話督促も 3 回、特に 3 度目は、8 週間という非常に長い期間やっていただき、この結果、回収率も非常に高くなり、実施要項で定めた 78.9%を大きく上回る 83.0%、調査開始以来、最高の結果で、経済産業省としても高く評価をしています。

また、照会対応等についても、民間事業者のノウハウを生かして、非常にきめ細やかな対応をしていただき、調査客体に混乱を起こすこともなく業務を終了することができました。

個票審査については、当初、チェックシステムの作成の遅れから、審査業務に若干遅れが出ましたが、そこについても、迅速に人員の追加等をしていただき、結果的にはすべて期限内に終わって、しかもエラー修正率も 100%、きちんと達成したことで、経済産業省としては非常に評価しています。

次のページから、実施経費の状況とか、事業における創意工夫点等、幾つか代表的なものを書いています。この辺りのところについての説明は省略させていただきたいと思えます。

簡単ですが、以上です。

○小林副主査 ありがとうございます。

続きまして、事業評価（案）につきまして、内閣府より御説明をお願いいたします。

○内閣府 それでは、内閣府から評価（案）について御説明をさせていただきます。

資料は、委員限りとなっております資料Cでございます。

「Ⅰ 事業の概要等」とありまして、「1 実施の経緯及び事業の概要」が整理してございます。

1 ページの下に「2 受託事業者決定の経緯」について記述をしております。

2 ページにまいりまして「3 平成 21 年度以降の事業について」でございますが、複数年契約として引き続き民間競争入札により事業実施ということで、公共サービス改革基本方針が閣議決定において決定されておりますことを申しております。

「Ⅱ 評価」についてでございます。ただいまも御説明がありました、経済産業省から御提出されました実施状況についての報告に基づきまして評価を行っております。

「2 サービスの質の確保についての評価」でございます。ただいま経済産業省から御報告ありましたとおり「(1) 回収率」については、非常に高い水準を達成したということでございまして、確保すべき質としての回収率において高い水準を達成されたことは高く評価されるという整理をさせていただいております。これには、民間事業者のノウハウと創意工夫が達成すべき質としての回収率の確保に大きく貢献したものと評価をさせていただいております。

それから、もう一つの質の設定をされておりました「(2) 個票審査のエラー修正率」につきましても、民間事業者の独自のシステムを活用しまして、正確かつ確実に実行され、確保すべき質としての最終的なエラー修正率 100%が達成されたものが高く評価されるというように整理をさせていただいております。

「(3) その他」といたしまして、民間事業者の創意工夫について具体的な内容を経済産業省からの報告に基づきまして整理をしております。

4 ページにまいりまして「Ⅲ 評価」ということで、調査関係用品の作成においては民

間事業者の創意工夫が発揮されました。また、問い合わせ対応においても、民間事業者と経済産業省との間で適切な連携が図られるとともに、民間事業者のノウハウが活かされた対応がなされておりまして、これらは高水準の回収率の達成に貢献したものと高く評価されるというように整理をさせていただいております。

「3 実施経費についての評価」に関しましては、先ほどの案件で御指摘がございましたので、ここは修正するという事で、今回は省略させていただきます。

「4 評価のまとめ」といたしましては、今、御説明したとおりでございまして、繰り返しになりますので省略をさせていただきます。

以上です。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました事業の実施状況、評価（案）について、御質問、御意見をお願いいたします。

○逢見副主査 この調査は比較的評価が高いものでありまして、そういう意味で、やってよかったということだと思います。民間事業者の創意工夫もありますし、これを読みますと、実績評価の中で、調査事務局を強調することによって、経済産業省への負荷を軽減するとともに、調査協力へのお願いの意図をより強調した。それが結果としてよかったのかなと思います。もしそうだとするならば、これだけではなくて、統計調査一般に使えるノウハウになるんじゃないかと思うんですが、調査事務局という実施機関名にしたことについては、効果があったというふうに見ておりますでしょうか。

○中村室長 ここについては、委託をしたときに、どういうふうな出し方をするか、勿論、公共サービス法に基づき委託をするわけですが、余り役所から離れたような形の名前が大きくと、調査票を書く方が心配をされるのではないかという懸念がありました。そこで、経済産業省調査の事務局として、勿論、実際に委託していることは明記していますが、あくまで経済産業省の調査で、経済産業省が全部責任を持ってやっていますということができるだけはっきり出すつもりで、そういう名前としました。今回調査をした中でも、特にその辺のところについて、あるいは委託していることについて、客体の方からの懸念とかは聞かなかつたので、そういう意味では、かなりうまく、きちんとできたのではないかと考えています。

○逢見副主査 是非、こういうのは好事例として、ほかにも広めるようにしたらいいんじゃないかと思います。

○小林副主査 ほかにいかがでしょうか。

○鈴木専門委員 今回の調査は非常にうまくいっている例だと思います。実際の調査の内容に係ることで、個票審査のエラー修正率は100%ですけれども、エラーが18万件というのは、実際的に多いものなのか少ないものなのか、あるいはエラーの内容が今までと変わっているとか、そういうことはなかったのでしょうか。

○中村室長 実は、ここの件数は、今回、こういう形で取っていますが、その前に国でや

っていたときには、特に取っていません。ただ、基本的にやっていることは同じです。例えば、内訳はあるが合計は書いていないとか、あるいは業種なども、番号を書いていたのですが、日本語で業種を書いてあるが番号は書いてないとか、そういうところは全部修正します。やっていることは基本的に同じなので、国がやっていたときの1年前の数字はありませんが、基本的にそこが変わったとか、そういうことは多分ないと考えています。

○小林副主査 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、事務局から何か確認すべきことはありますか。

○内閣府 それでは、先ほどのお話で、経費の部分は修正するというところでございますけれども、ほかの部分については、おおむね御了解をいただけたものと思いますので、ありがとうございました。

○小林副主査 それでは、本件の審議はこれまでとさせていただきます。本評価（案）につきましては、小委員会での審議はおおむね終了したものとしまして、改めて小委員会は開催せずに、評価（案）の取扱いや監理委員会への報告資料作成については私に一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○小林副主査 ありがとうございます。

今後、評価（案）の内容等に疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

委員の先生方におかれましては、本日、質問できなかった事項、確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で各委員に結果を送付させていただきます。

では、本日はありがとうございました。

（経済産業省関係者退室）

（内閣府関係者入室）

○小林副主査 では、続きまして「消費動向調査」の実施要項（案）の審議を行います。

本日は、内閣府経済社会総合研究所景気統計部、杉原部長に御出席いただいておりますので、調査の概要、実施要項（案）の内容等について御説明をいただきたいと思います。

御説明は10分程度でお願いいたします。

○杉原部長 内閣府の杉原です。よろしくお願いいたします。

それでは、実施要領の冊子があると思いますので、そちらで御説明させていただきたいと思います。

1ページ、「I 消費動向調査の概要」でございますけれども、これは消費者の意識、マインドを把握して、景気動向の基礎資料とするということで、「1 調査対象及び調査客体」ですけれども、全国の世帯、ただし、外国人とか学生を除く世帯であります。

客体につきましての抽出方法ですけれども、括弧の中にございますけれども、市町村、調査単位区、世帯の層化3段で抽出をしておるということでございます。

選ばれた世帯は 15 か月継続して調査をして、それで別な世帯に交代するという形になってございます。

「2 調査方法」につきましては、訪問留置法でございます。

「3 調査の規模」でございますが、客体数は 6,720 世帯、内訳は、一般世帯が 4,704、単身世帯が 2,016 でございます。

調査の範囲ということで、全国 299 市町村で、調査単位としては 336 単位区でございます。

「4 調査時期及び調査時点」でございますけれども、毎月 1 回、15 日を調査基準日とするということで、おおむね 10 日～20 日までの間に行っておるということでございます。

「5 調査事項」は、消費者の意識、物価の見通し、旅行、レジャー、サービス等の支出予定、主要耐久消費財の保有、世帯の状況、そういったものでございます。

2 ページを見ていただきますと、請負業務の内容でございますけれども、真ん中に「(3) 業務内容」がございます。一応、ここでは最低限の要求項目をリストアップをしておるということでございます。下の方に書いてございますけれども、8 工程ございます。

実査の準備段階として、調査員の確保・指導、調査関係用品の印刷、世帯名簿の作成、調査世帯の選定。

実際の実査としましては、調査の依頼及び調査票の配布、調査票の回収、礼状、謝礼の配布、調査票の検査、照会対応等がございます。

審査につきましては、調査票を審査することと、照査票という、世帯に関する調査内容の一覧表の作成をしたりする。最後に集計でございます。

詳しくは 3 ページ以下に書いてございますけれども、時間の関係で飛ばさせていただきます。

8 ページを見ていただきますと、上の「4 業務遂行に当たり確保されるべき質」ということで、調査結果の正確性を確保するために、以下の対応を行うということで「(1) 業務の適正かつ確実な履行」ということで、実施計画、調査員の確保とか指導、調査票の検査、照会等をきちんとやっていただくというのがまず基本としてございます。

「(2) 目標回収率」ということで、第 1 行目の最後の方でありますけれども、回収率 70% 以上となるように努めるということでございます。

下に行っていただきまして、第 2 パラグラフのところ、各月の回収率が 70% を下回る見込みとなった場合、直ちに内閣府と協議の上、遅滞なく対応策を取るということでございます。

真ん中から下当たりの「Ⅲ 契約期間」でございますけれども、平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までということで、今回は単年度契約ということで考えてございます。複数年度契約が望ましいということは聞いておるんですけれども、現在、消費動向調査について、いろいろ新しい状況も生まれている中、調査項目とか調査方法を現在ちょっと見直そうかと考えておるところでございますので、差し当たり 22 年度については単年度契約

にさせていただきます、それ以降については複数年度契約を検討していくということにさせていただきますたいということでございます。

またちょっと飛んでいただきまして、10 ページを見ていただきますと、落札者決定に当たっての評価項目ということで、「(1) 必須項目審査」と「(2) 加点項目審査」がございます。

必須項目は、1 つでも満たしていない場合は失格になるという項目でございますけれども、「①事業実施計画」は、先ほどちょっと申しましたけれども、最低限の要求事項を満たしているとかとか、そういったものでございます。

「②事業実施体制」の「ア 実施体制・役割分担」ということで、人数が確保されているとか、内閣府との緊急連絡体制が確立しているか、そういったことでございます。

「イ 設備・環境」ということで、調査票等の保管体制とか、当然でございますけれども、業務を実施する場所が用意されているか。

「ウ 研修」ということで、調査員に対して、適切な調査を実施するための研修が計画されていて、その内容が適切なものかということ。

あと、「エ 情報セキュリティ対策」でございます。

あと、個別業務について、具体的に実施方法等が示されているかどうかということでございます。

「(2) 加点項目審査」でありますけれども、これは 11 ページの上の方に、評価 A B C D ということで、非常に優れているから、だめだということまで、得点が 3 点、2 点、1 点、0 点という形で割り振っていくということでございます。加点項目としましては、事業実施計画のうち、基本的に事業者の創意工夫みたいなものが、相手方が出してきた計画の中で読み取れるかどうかという話です。

「②事業実施体制」などでも、「ア 実施体制・役割分担」で、精通した責任者がいるとか、「イ 事業実績・資格」で、受託の実績があり、ノウハウがあるとか、過去 3 年以内に全国規模の調査をしているとか、I S O の認証を受けているか、そういったことを項目として掲げてございます。

「ウ 研修」では、先ほど研修が出てきましたけれども、事業者の工夫みたいなものが研修として読み取ることができるような計画になっているかどうか、あるいは照会に対する研修プログラムがきちんとしているかというものでございます。

「エ 情報セキュリティ対策」についても、加点項目としては、セキュリティマネジメントシステムの認証とか、プライバシーマークの取得とか、そういったものが掲げられてございます。

「③個別業務の実施方法」についても、事業者の創意工夫が伺われる計画になっているかどうかということで、加点項目として掲げてございます。

12 ページの真ん中から上を見ていただきますと、以上の必須項目、加点項目を含めて、技術点として 200 点になっている、プラス価格ということで 100 点の配分があるというこ

とで、これの総合評価点で落札を決定するというところでございます。

13 ページを見ていただきますと「Ⅶ 契約により民間事業者が講ずべき措置等」の「1 報告について」でございますけれども、本業務の質の確保がなされているかどうかについて定期的に報告をしていただくということで、①～④は毎月でございます。①の調査世帯からどういった問い合わせがあったかという話とか、②の内部検査ということで、きちんと内部で検査をしているということの報告を求める。③で調査票等の提出の明細、調査区ごとにどうなっているかという話です。④で調査状況の監査結果ということで、内閣府に提出する集計結果が適切な調査票として提出されているかどうか、調査員の調査方法等の確認結果をまとめて報告をしていただくということでございます。

⑤は、年度の当初、もしくは調査員が補充を行った際ということでございますけれども、調査員の任命をしたという報告。

それから、⑥～⑩については、テクニカルな話ですけれども、適宜、内閣府と事業者の間で協議をして、どういうタイミングで報告していただくかを定めるということでございます。

「2 調査について」でございますけれども、これは立入検査ということで、法にも規定されている事項でございます。1の報告で問題がある、あるいは2の13ページの下(1)の民間事業者へ電話して照会したり、(2)の調査世帯へ電話して確認をして問題が生じた場合、法の規定に基づいて立入検査等も行うということでございます。

14 ページに移っていただきまして「3 指示について」でございますけれども、以上のような報告、調査に基づいて、必要があると認めた場合、これも法に基づいてでございますけれども、事業者に対して改善策の作成提出を求めるなどの必要な措置を取るということでございます。

非常に雑駁ですけれども、時間がございませんので、一応、説明としては以上とさせていただきます。

○小林副主査 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問をお願いいたします。

○逢見副主査 この調査は規模も大きいし、割と手間暇のかかる調査だと思いますので、これを民間競争入札するに当たっては、やはり質の確保をどう担保していくかということが重要だと思うんです。8ページの4に「業務遂行に当たり確保されるべき質」として2つありまして、「業務の適正かつ確実な履行」と「目標回収率」。

回収率のところは後ほど触れたいと思うんですが、最初の「業務の適正かつ確実な履行」で、実施計画や、Ⅱの1の(3)の①調査員の確保・指導、⑥調査票の検査、照会対応等を中心に適正かつ確実に履行するというふうにあります。民間事業者の人はここをどういうふうを読むのかなと思って考えたんです。2ページのⅡ以降に確保されるべき質というのがずらずらと書いてあって、特にⅡの1の(3)の①調査員の確保・指導と⑥調査票の検査、照会対応等を中心に履行するという、ここを強調している理由はどういうところ

にあるのでしょうか。

○杉原部長 特にここだけをやればいいのか、ここ以外はそんなに重要ではないとか、そういう趣旨ではございませんで、全体的にここで掲げたことはきっちりやっていただきたい。ただ、この中で項目を並べ過ぎても煩雑ですので、特に我々として、ポイントとして、ここでは2つほどピックアップをしたと、そのぐらいの意味で、特にこれだけとか、そういう話では全くありません。

○逢見副主査 それと、評価項目の設定ですね。前のところで適正かつ確実な履行とあるものが、必須項目なり加点項目にどういうふうにつながっていくのかと見ると、実施体制、役割分担というのはあるんですけれども。

○杉原部長 例えば、10ページの(1)の必須項目審査ということであれば、①の事業実施計画は、Ⅱの1に示す最低限の要求事項を履行するものになっているかということで、ここで大きく網かけをしておるということをございます。あとは、例えば、個別には、②のアの実施体制とか、ウの研修とか、そういったところをきちんと計画に織り込んでおるかということでチェックをしようということをございます。

○小林副主査 今のところは、モニタリングのところで考えると、13ページの「報告について」の①～④をチェックすれば、それがわかるというふうに読めばいいんですか。

○杉原部長 我々としては、事後的にチェックするのは、まさにおっしゃるように、ここでの報告ということでチェックをしたいと考えてございます。

○小林副主査 この記述だと、今、逢見委員がおっしゃったとおり、書き方が特定されていないので、非常に漠然としているので、この実施要項を読んだときに、具体的な内容というのは何を達成すればいいのかがよくわからない。

○杉原部長 それは、今までに出てきたように、例えば、8ページの話、10ページの話、13ページの話が一連のものとしてつながるような、もう少し具体的に関係がわかるように書くと、そういう御趣旨ですか。

○小林副主査 そうですね。

○杉原部長 それはちょっと工夫をさせていただきます。

○逢見副主査 次に、回収率ですが、21ページに平成20年度の回収率のグラフがあって、これを見ると、単身世帯と一般世帯で差がありますけれども、大体こういう傾向なんですか。

○杉原部長 これはそういう形になってございます。我々が要求しておるのは、単身世帯も一般世帯も70%ということで要求をしておるんですが、これはテクニカルな話ですけれども、実際の調査をやる際に、調査会社が各調査員に自分の担当の7割を集めてこいと言っていて、各調査員が担当しているのが6世帯で、その7割が4.2世帯になってしまうので、そうすると5世帯集めてくる。5世帯だと、結果的には8割とか、そういう数字になるということで、我々として、両方とも7割を要求しているわけなんですけれども、受託団体の調査の過程の中で、単身世帯だけ少し高い数字になるという形になっておるとい

うことです。

○逢見副主査 専門ではないのでよくわからないんですけども、こうやって見ると、単身世帯についてはもうちょっと目標を高くしてもいいのかなという感じはしたんです。

○杉原部長 我々としては、大体7割でいいだろうという判断でございます。御承知のように、回収率を高めるのは、当然その方が推定精度は上がるということがございますけれども、例えば、回収率を30%から40%に高めたときは、かなり推定精度に大きくインパクトがあるわけですが、70から80にかけたときは、ややインパクトが小さくなるということがありますので、無理に70から80へ上げるというほど精度が非常に大きく改善するということではないだろうというのが我々の判断でございます。

一方、無理に高い数字を目標として掲げますと、調査員にプレッシャーがかかって、余り望ましくない行動を取るというリスクも起きますので、我々としては、ある程度リーズナブルな推計精度で、変なゆがみが起きない範囲ということで、一応、70%がよいかという判断をしておるということでございます。

○小林副主査 御説明としてはわかったような気はするんですけども、従来の実施における目的の達成の程度、今の21ページのところでございますけれども、これは単身世帯と一般世帯を合算して、この上の数字は出ているわけですね。

○杉原部長 そういうことです。

○小林副主査 具体的に平成20年度は、単身世帯は大体このぐらい、従来もそのぐらいだというお話だったと思いますけれども、一般世帯はこのぐらいですということを情報として出していらっしゃるのではないですか。だから、これは情報の価値としてはどうなんですか。つまり、今、逢見先生おっしゃったように、単身世帯が80%だったら、これは廣松先生に聞いた方がいいのかもしれないですけども、データとして、70%回収してもらえば十分目的というか、効果は達成できるということだと思っておりますけれども、もうちょっと回収率の目標を上げてもいいのではないかとというのが今の逢見先生の御意見なんですね。

○杉原部長 勿論、回収率を上げれば上がるほど精度は高くなります。ただ、精度が高くなるベネフィットと、高い目標値を課すことによって調査にゆがみが起きるリスクとのトレードオフということで我々は考えたいということでございます。

ですから、70というのは、それ自体、決して低い数字ではないと思いますので、その数字から80%に上げたとき、推計精度の向上がマージナルとは言いませんけれども、目覚ましく改善するというほどではないと思うんです。一方、80というハードルはかなり高いというのは率直なところでございますので、ベネフィットとリスクということで、我々としては、目標は70でやらせていただきたいと思います。勿論、事業者が創意工夫して、今までのように80%、場合によってはもっと高い回収率を達成してくれれば、それに越したことはないと思います。ただ、余り契約で縛る形で目標を高くして、調査にゆがみをもたらすリスクを出すよりは、契約としての目標は70でいってもよいかというのが我々の判断でございます。

○逢見副主査 21 ページに「調査員の不適切な処理等を見過ごさないための監査を実施することとしている。」というのがありますが、これは 13 ページの報告の④の調査状況監査結果ということなんですか。

○杉原部長 それで一応、監査をする。これは、民間事業者にも監査をしてもらうという部分でございます。勿論、我々も必要に応じて監査みたいなものはするということですが、民間事業者自身として、調査員がちゃんと調査をしているかどうかを監査してもらうということでございます。

○逢見副主査 民間事業者が自ら監査するとともに、内閣府自身も監査をするということなんですか。

○杉原部長 そうですね。それは 2 の調査についての(1)(2)がございませけれども、我々としても、問題がありそうということであれば、事業者に対する照会、あるいは調査世帯に対する照会みたいなものでチェックをしていくということでございます。

○廣松専門委員 遅れまして申し訳ありません。

精度のところ、21 ページに過去の数値があつて、これを踏まえて目標精度として 70 %となっているんですが、今回は、26 ページにある都道府県別の一般世帯と単身世帯の割り振りは変えないという大前提の下ですね。

○杉原部長 今のところ、変えるつもりはございません。

○廣松専門委員 そうですか。勿論、継続性の問題も出てくるだろうと思いますが、一応、この世帯数の配分は固定した上で、両者、単身世帯、一般世帯、合わせて 70%という計画でよろしいんですか。

○杉原部長 はい。

○廣松専門委員 26 ページの割り振りを見ると、当然、単身世帯の方は少ないですから、多分、結果として 8 割ぐらいいく。標本の多い一般世帯の方はそれよりちょっと低くなるというのは当然の結果だろうと思います。

○杉原部長 それは御指摘のとおりだと思います。

○廣松専門委員 あとは、この調査自体はかなり伝統というか、経緯がありますから、それを踏まえて、今回、新しく公共サービス改革法に基づいて民間開放をやっていただくというのはいいと思いますけれども、回収率だけではなくて、質そのものも、これまでと同等以上のものを確保していただけるよう、是非お願いをしたいと思います。

○杉原部長 我々としても全力で頑張りたいと思います。

○小林副主査 加点項目といいますか、民間事業者の創意工夫を發揮してもらいたいところ、評価したいところというのは、御説明あったんですけども、具体的に、この場合は最低価格落札方式ではないので、それなりの質を達成しながらというところで民間業者の創意工夫を求めるとのことだと思ふんです。そこのところの評価が、具体的に先ほどの個別業務の実施方法だとかいうところに、目標回収率を確保する観点から創意工夫が發揮されている提案がされているかとか、そういう仕組みになっているのか。どういうふう

やると差別化できるのかというか、その辺がよくわからない部分があって、そこはどうなんですか。

○杉原部長 その辺は、こういう言い方も変かもしれませんが、まさに我々が気づかないようなことを民間の創意工夫で提案をしていただきたいということでございます。勿論、我々が考えられることは、ある程度、仕様書みたいな中で入れることはできると思うんですけども、それを超えて、我々役人では考えられないような創意工夫で提案をしていただくという趣旨なんです。

○小林副主査 さっきの目標の設定と関係するんですけども、従来の実施でこういうのができているんですというデータがあって、70%に設定されていて、70%を確保する観点から創意工夫がというふうに言われても、従来の実施の方法と何ら変わらず、それをやっていたら、大体それが達成できるんじゃないかと考えられるとすれば、目標値を高くするのか、あるいはインセンティブをつけるのか、何らかの工夫がないと、事業者としては、参入してくる事業者が、どういう事業者が、違う事業者が入ってくるかということにもよるかもしれないんですけども、工夫の余地が、加点項目で差が出るような相違が出てくるといって、相違を出すこと自体のインセンティブが余らないといいますか、そういう気がするんです。だから、その意味でどうなんですか。

○杉原部長 それは彼らがアプライをしてくるときに、我々は目標値を出してきていますけれども、彼らが創意工夫でもっと高いのができるよという提案をしていただければ、ほかのものに比べれば高い評価を得ることができるということはあると思います。ですから、必ずしもインセンティブがないというよりは、向こうとしては、同業の競争者と比べて、自分たちがどれだけのものを提案できるかということ考えてくるはずですので、我々の目標値の設定としてはこうだ、だけれども、もしかすると、それを上回る目標値を提案してくるかもしれないですし、その他の精度を高める方法を提案してくるかもしれない。だから、必ずしもインセンティブがないわけではないと思います。

○小林副主査 だけれども、文言としては、目標回収率ではないですか。ベンチマークが目標回収率なので、そうではなくて、目標回収率は、一応、達成すべき数字は70%だけれども、それ以上にやってくれば、それはウェルカムなんですよというようなことが読み取れないと、業者としては、70%を達成すればいいんだ、それ以上に達成しても別にインセンティブがないんだったら、それでいいんじゃないか、そうすると価格競争になってしまうということで、従来と同じになってしまうと思うんです。

○杉原部長 わかりました。要は、目標回収率、あるいはその他、何でもいいんですけども、要するに、精度向上を図るために創意工夫をしてくれと、その1つとして、例えば。

○小林副主査 設定された質の水準を超えるといいますか、そういうニュアンスがあるといいのではないかと。

○杉原部長 わかりました。その辺は工夫をしてみたいと思います。

○小林副主査 どうぞ。

○廣松専門委員 この調査は全国にまたがる調査であり、恐らく民間の事業者にとって調査員の確保が結構大きな問題ではないかと思うんですが、3ページに調査員の確保・指導ということで、ア～オまで掲出されていますが、もし民間の事業者から内閣府に対して、調査員の紹介依頼とか、そういうのがあった場合には対応できるような形にはなっているんでしょうか。

○杉原部長 我々自身、調査員を紹介するというのは無理です。その場合は、事業者がある程度、それぞれコネクションを持っておるかと思しますので、事業者の努力で確保していただくことになると思います。

○小林副主査 いかがでしょうか。

○廣松専門委員 そうすると、また26ページに戻りますけれども、現在の世帯数の割り振りでいくと、民間事業者は336名の調査員を確保する必要があるということなわけですね。

○杉原部長 そういうことです。

○小林副主査 よろしいですか。

○廣松専門委員 はい。

○小林副主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、次回の審議で議了する方向で調整を進めたいと思いますので、内閣府におかれましては、本日の審議や、いろいろ議論があった点等、また、今後実施していただく意見募集の結果を踏まえて、引き続き検討いただくようお願いいたします。

あつ、ごめんなさい、事務局の確認。

○事務局 本日の議論の確認ということで、回収率についてはいろいろと議論いただきましたが、とりあえず目標回収率としては70%ということで、ただ、8ページの(1)の部分を少し直すということですか。

○逢見副主査 それと、後の評価のところとモニタリングのところが一致するようにする。

○事務局 評価のところと、モニタリングのところと、ここの部分をそろえる。

○小林副主査 対応していると読めるということ。

○事務局 その修正ということと、もう一つは11ページの創意工夫のところ、目標回収率の確保という表現ですけれども、もうちょっと前向きなところを加えるという修正ということで、その2点ということで了解しました。

それでは、パブコメまでに修正が間に合うかどうかわかりませんが、そこは次回までに必ず修正することにいたしまして、修正内容についてはまた御相談をさせていただきます。前後するかどうかわかりませんが、要項案の公表と意見募集も併せてやらせていただいて、次回の審議でもう一回審議いただくということでやりたいと思います。

○小林副主査 済みませんでした。ただいまのあれで、次回で議了するという方向で引き続き御検討いただくようお願いいたします。

委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項、確認したい事項がありましたら、事務局にお寄せいただいて、事務局で整理をしていただいて、その結果を委員の

先生方に送付していただくようにいたします。

本日はありがとうございました。

○杉原部長 どうもありがとうございました。